

西原町男女共同参画推進条例制定への第一歩! ご意見をお聞かせ下さい!

西原町では「西原町男女共同参画推進条例」の制定に向け、考え方の指針となる要綱案を作成し、さわふじ懇話会へ諮問しました。同時に町民の皆様にも広くお示しし、ご意見を賜りたいと思います。以下の要綱案について、ご意見・ご感想などございましたら、下記までお気軽にお寄せください。

<ご意見、ご感想のあて先>

〒903-0220 西原町字嘉手苅 112番地 西原町役場総務部企画財政課男女共同参画係
電話 945-5340 fax 835-8166 e-mail kouhou@town.nishihara.okinawa.jp

西原町男女共同参画推進条例要綱案

第1 前文

私たちのまち西原町は、平和を願い、自然と歴史文化を大切に、「文教のまち」として、また近隣都市への交流地域として発展してきました。私たちはここに生きるすべてのひと(女)とひと(男)がともに支えあい、心豊かにいきいきと暮らせるまちの実現を願っています。

日本国憲法にうたわれる個人の尊重と男女平等の理念に基づき、西原町においても、男女共同参画社会の実現に向けた取組を行い、県内の町村に先駆け平成6年に男女共同参画計画～さわふじプラン～を策定し、また平成14年には町内の全小中学校に男女混合名簿を導入し、子どものころから性別の区別なく男女が仲良く生活できるまちを目指し取り組んできました。

しかしながら、昔ながらの慣習による家庭や地域職場における性別による固定的な役割分担があり、就労やキャリアプランにおける女性への偏見、さらに男女間におけるあらゆる暴力の存在など、私たちが基本理念に掲げた男女共同参画社会の実現に向けては、まださまざまな課題が残されています。

ここに、私たち町民一人ひとりがその責務を担いながら、互いの生き方を尊重しあえるまちをつくり、次世代の子どもたちにつなげるため、町、町民、事業者、教育関係者、各種団体が一体となって、真の男女共同参画社会の実現を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定するものとする。

第2 目的

この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、町、町民、事業者、教育関係者及び各種団体の責務を明らかにするとともに、町が実施する施策の基本的事項を定めることにより、心豊かに生き活きと、ひと(女)とひと(男)とが支えあう、活力に満ちた西原町の男女共同参画社会の実現を目指すことを目的とするものとする。

第3 定義

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 男女共同参画 男女が性別にかかわらず個人として尊重され、社会の対等な構成員として、互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、その個性と能力を発揮することにより、均等に政治的、経済的、社会的及び文化的な利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する参画の機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、その参画する機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 町民 町内に住み、又は町内で働き学び、若しくは活動する人をいう。
- (4) 教育関係者 町内において学校教育、社会教育その他の教育に携わる者をいう。
- (5) 事業者 営利、非営利の別にかかわらず、町内において事業活動を行うすべての個人及び法人その他の団体をいう。
- (6) 各種団体 町内において自発的な社会活動を行う非営利団体をいう。

- (7) セクシュアル・ハラスメント 相手の意に反した性的ないやがらせを行い、それに対する対応によって、仕事や社会生活をする上で一定の不利益を与えたり、それを繰り返すことによって生活環境を害することをいう。
- (8) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、パートナー又は恋人からの暴力及び女性、子ども、高齢者、障がい者等、家庭内弱者への継続的な身体的虐待、心理的虐待、基本的ニーズの剥奪、性的虐待をいう。
- (9) パワーハラスメント 権力や地位を利用した嫌がらせという意味で用いられる言葉であり、会社などで職権などの権力差を背景にし、本来の業務の範ちゅうを超えて継続的に人格と尊厳を傷つける言動を行い、就労者の働く環境を悪化させる、あるいは雇用不安を与える行為をいう。
- (10) モラルハラスメント 言葉や態度、身振りや文書などによって、働く人間の人格や尊厳を傷つけたり、身体的、精神的に傷を負わせて、その人間が職場を辞めざるを得ない状況に追い込んだり、職場の雰囲気を悪化させることをいう。

第4 基本理念

男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならないものとする。

- (1) 男女が社会の対等な構成員として自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 男女が互いの性を理解し合い、妊娠、出産その他の性と生殖に関する健康と権利が尊重されること。
- (3) 学校教育をはじめとするあらゆる分野の教育の場において、男女共同参画が実現されるよう配慮されること。
- (4) 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
- (5) 男女が社会の対等な構成員として、町における政策又は事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (6) 家族を構成する男女が互いの個性を尊重し、相互の協力と社会の支援の下、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、職場、地域等における活動と両立できるよう配慮されること。
- (7) 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と協調の下に行われること。

第5 町の責務

- 1 町は、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を実施する責務を有するものとする。
- 2 町は、男女共同参画の推進に関する施策の実施に当たっては、国、県、町民、教育関係者、事業者及び各種団体と相互に連携し、協力を図るよう努めなければならないものとする。
- 3 町は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならないものとする。

第6 町民の責務

町民は、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に努めるとともに、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならないものとする。

第7 事業者の責務

事業者は、その事業活動に関し、男女共同参画の推進に努めるとともに、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならないものとする。

第8 教育関係者の責務

教育関係者は、男女共同参画の推進に果たす教育の重要性を深く認識し、個々の教育本来の目的を実現する過程において、教育を行うよう努めなければならないものとする。